

平成 22 年 8 月 20 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 21-01-133 号）に関する対応について

標題について、平成 22 年 2 月 8 日付で本委員会が実施した勧告に対して貴職が下記のような措置をとられたことが確認できましたので、本件公益通報について処理を終了します。引き続き、外郭団体等の適正な監理に努めてください。

記

**確認内容**

- (1) 大阪市住吉区社会福祉協議会（以下「住吉区社協」という。）に対して社会福祉法第 56 条に基づき指導監査を行い、次のような改善を行わせたこと。
  - ①規程を遵守して競争入札を行う、書類は適正に徴する等、契約事務は公平・公正に行う。
  - ②疑念を持たれる者からの寄付は受けない等、寄付收受手続は適正に行う。
  - ③固定資産の管理、固定資産に関する申告等は適正に行う。
  - ④職員の資質やコンプライアンス意識の向上に取り組む。
  - ⑤第三者委員を参画させた「適正化委員会」を設置し、住吉区社協の抱える課題全般を洗い出し、その是正措置等を検討する。
- (2) 住吉区社協に対する各種委託事業及び補助事業に関する調査のなかで精算事務処理の誤りを確認し、およそ 410 万円を市に返還させたこと。
- (3) 住吉区社協に対して、継続的に指導監査を実施していく予定であること。
- (4) 大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び全区社協に対して会計及び契約等に関する調査を行い、次のような改善措置、再発防止措置を講じたこと。
  - ①大阪市内で作成する会計・契約・寄付に関する手引書を配付する予定であること。
  - ②大阪市内と市社協が連携して会計・契約にかかる講習会や区社協に対する監査・会計指導を新たに行う予定であること。また、大阪市内においても実施する指導監査を強化すること。

(参考) 勧告の内容

- ①大阪市内住吉区社会福祉協議会の今回の契約手続、会計処理、及び寄付收受について、事実関係の解明も含めて、さらに調査を継続し、業務の改善、再発防止等の措置命令又は行政指導など、社会福祉法第 56 条に基づき適正な監督権限の行使に努めること。
- ②全区社協及び市社協について、その随意契約等の手続が経理規程等に基づき適正に行われているか自主的な調査を促し、その報告を求めるなど、適正な監督権限の行使に努めること。